

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	秋山照雄君	副委員長	松井豊君
	金丸幸司君		五味武彦君
	金丸寛君		長谷部集君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	清水正二君		伊藤毅君
	斉藤芳夫君		山本英俊君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	長田裕二君	上下水道部長	小林信生君
建設課長	小宮山尚君	都市計画課長	中澤一昭君
農林振興課長	箭本太君	商工観光課長	堤貞治君
上水道課長	望月新路君	下水道課長	寺島信君
建設総務係長	興石文明君	建設管理係長	保坂俊和君
建設土木係長	小田切英規君	整備係長	八巻哲也君
緑化推進係長	三井賢治君	農林総務係長	大柴宏之君
農林振興係長	丸茂貴幸君	農林管理係長	樋口一君
農業委員会 事務局 局長	高須秀樹君	商工労働係長	藤井亮一君

観光交流係長	石原大助君	上水道総務係	鷹野美穂君
下水道施設係	杉田博一君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

審査内容

1 条例等審査

議案第98号 市道路線認定の件

議案第99号 市道路線変更の件

議案第96号 指定管理者の指定の件（双葉登美団地地域し尿処理場）

2 補正予算審査

議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第94号 令和2年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第95号 令和2年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第3号）

3 その他

開会 午後 1時26分

○書記（中込美智子君） 連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに、委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、秋山委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 改めましてこんにちは。ご参集大変ご苦労さまでございます。

早いもので師走を迎え、朝晩の寒さも厳しくなってきましたが、依然として新型コロナウイルスは終息せず、蔓延している状態でございます。

年末に向けてご多忙のことと存じますが、体調管理には十分ご留意をいただきたいと思えます。

本日の委員会は、条例等審査が3議案、補正予算審査が3議案となっております。議事がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（秋山照雄君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思えます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思えます。傍聴議員の質疑はさきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。割当て人数は、全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までとします。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第98号 市道路線認定の件及び議案第99号 市道路線変更の件は関連がありますので、一括で議題といたします。

本件は、現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、お諮りいたします。本日はお手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり、派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、本日もよろしく願いいたします。

初めに、議案第98号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案集の59ページ、60ページをお願いいたします。

市道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由でございます。

認定路線の位置図につきましては、議会資料77ページから82ページとなります。

議案集の59ページで説明させていただきます。

本議会において認定をお願いいたします路線につきましては、9月24日に開催されました建設経済常任委員会で現地確認を行っていただきました路線番号345と、11月20日に開催

されました建設経済常任委員会で現地確認を行っていただきました路線番号346、347、348の4路線及び本日現地確認をお願いいたします路線番号641、路線名判家塚宅造4号線、路線番号642、路線名梅ノ木宅造2号線の合わせて6路線をお願いするものでございます。

なお、この後、現地確認をお願いしております2路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発内区域道路でございます。

詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきます。

続きまして、議案第99号 市道路線変更の件につきましてご説明させていただきます。

議案集の61ページをお願いいたします。

市道の路線変更につきましては、道路法第10条第3項で準用される同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由でございます。

変更路線の位置図につきましては、議会資料83ページになります。

議案集の61ページでご説明させていただきます。

本議会において変更をお願いします路線につきましては、9月24日に開催されました建設経済常任委員会で現地確認を行っていただきました路線番号1504、路線名寺前宅造2号線につきまして開発道路の接続に伴い路線の終点を中下条字寺前1371番1地先までから中下条字寺前1370番6地先までに変更、路線延長を93メートルから115メートルに変更するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室に戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

現地へお願いいたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時18分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

現地調査、お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は、簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、現地調査等を踏まえ、議案第98号及び議案第99号について、一括で委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第98号及び議案第99号の質疑を終了します。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

初めに、議案第98号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第98号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第98号を終わります。

次に、議案第99号 市道路線変更の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第99号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第99号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時23分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、議案第96号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課が所管いたします地域し尿処理施設指定管理につきましてご説明申し上げます。

議案集の55ページをお願いいたします。

議案第96号 指定管理者の指定の件でございます。

内容につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市地域し尿処理施設条例第3条の規定によりまして、公の施設の管理につきまして、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称、双葉登美団地地域し尿処理場、位置、山梨県甲斐市龍地1274番地でございます。

2、指定管理者となる団体の名称、双葉登美団地汚水処理施設管理組合でございます。

3、指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要がある、これがこの案件を提出する理由でございます。

別冊、令和2年12月甲斐市定例市議会資料の67ページをお願いいたします。

議会資料、双葉登美団地地域し尿処理場指定管理の指定の経緯報告でございます。

1から3につきましては、議案に記載のとおりであります。

4、検討の経過でございますが、指定管理者制度導入検討委員会において、令和3年4月から本施設に指定管理者を継続するか検討し、検討の結果、特命指定として双葉登美団地汚水処理施設管理組合を指定管理者とする結論となりました。

5、仮協定書の締結でございますが、12月定例議会において、指定管理者の指定について議決されるまでの間、既に仮協定書の締結を行っております。

6、議案の提案。

先ほどもご説明したとおり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本12月定例会におきまして、議案の提出をさせていただいたところでございます。

7、基本協定書の締結でございますが、本議会の議決後、基本協定書の締結をする予定となっております。

8、管理の開始。

指定管理者による管理運営の開始につきましては、令和3年4月1日を予定しております。

1枚めくっていただきまして、68、69ページが基本協定書の条項一覧となっており、70ページ、71ページが基本協定書の基本的事項となっております。

この基本的事項の詳細につきましては、4、管理業務の範囲、5、改修費に関する責任と負担、6、情報管理、7、備品の取扱い、8、業務報告事項、9、利用料金収入の取扱いなどを具体的に定めたものでございます。

なお、内容につきましては、これまで継続して締結していただきました事項と変わらないものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第96号 指定管理者の指定の件につきまして、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 指定管理料ということがまだ触れていないんだけど、これは4月1日までに締結すると思うんだけど、この変更がありますか。それとも以前のとおりなんですか。

○委員長（秋山照雄君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、登美団地につきましては、使用料を徴収して、その管理組合が独自でやっているということで、市からの支出は一切ございません。

以上です。

○委員（五味武彦君） 分かりました。

結構です。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第96号の質疑を終了します。

これより議案第96号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第96号を終わります。

以上で条例等審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、そのようにいたします。

議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

初めに、建設課より8款土木費、1項土木管理費及び8款土木費、2項道路橋梁費並びに繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、甲斐市一般会計補正予算（第7号）のうち、建設課関係の補正予算及び繰越明許費についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

下段になりますが、初めに、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきまして、補正前の額1億9,739万6,000円に対しまして、5万4,000円を増額し、補正後の額が1億9,745万円になるものでございます。

補正額の財源につきましては、全て一般財源でございます。

内容につきましては、12土木総務事業費において、空家等対策協議会の開催に伴う委員への報酬としまして、当初2回分を計上しておりましたが、第2期空家等対策計画の策定に伴い、今年度あと2回協議会を開催するため、不足分の5万4,000円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

上段になりますが、2項道路橋梁費、3目道路維持改良費におきまして、補正額の増減は

ございませんが、工事請負費134万円を減額し、委託料134万円を増額する予算組替えを行うものでございます。

内容につきましては、01橋梁長寿命推進事業において、国からの補助金を活用し、事業を実施しておりますが、今年度工事予定のスポーツ橋補修工事の設計額が当初の概算額より低く抑えられたため、差額分の補助金の有効活用を図りたく、令和3年度に予定しておりました岩森橋橋梁補修の詳細設計業務委託を前倒しして執行するため、予算の組替えの補正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算説明書34ページをお願いいたします。

こちらは繰越明許費の説明でございます。

上段になりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持改良費におきまして、委託料1,000万円、工事請負費6,960万円、合わせまして7,960万円を繰越明許するものでございます。

内容につきましては、先ほどご説明いたしました橋梁長寿命推進事業の予算組替え補正に伴い、岩森橋橋梁補修詳細設計業務委託及びスポーツ橋補修工事の発注を令和3年の1月に予定しておりますが、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、都市計画課より8款土木費、4項都市計画費及び繰越明許費について一括で説明をお願いします。

中澤都市計画課長。

○都市計画課長（中澤一昭君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より12月補正予算及び繰越明許につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、議案書につきましては26、27ページを、補正予算説明書につきましては28、29ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費でございますが、1,460万円の減額をお願いするものであります。

内容といたしましては、工事請負費579万円、公有財産購入費281万3,000円、補償、補填及び賠償金599万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

財源内訳といたしましては、国県支出金730万円の減額につきましては、土木費国庫補助である補助率が2分の1の社会資本整備総合交付金、地方債690万の減額につきましては、合併特例債で、一般財源につきましては40万円の減額であります。

内容といたしましては、現在、市道新町本線道路改良事業を国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用して執行しておりますが、今年度の要望した額に対して交付決定額が削減されたことから、これに係る事業費を減額するものであります。

続きまして、同じく8款土木費、4項都市計画費、7目緑化推進費の緑化推進事業につきまして、17万5,000円の減額をお願いするものであります。

財源内訳は全て一般財源であります。

内容といたしまして、来年3月、令和3年3月に開催が予定されておりましたサクラまつりにて、来場者に花苗のプレゼントを企画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プレゼントを中止したことにより、花苗の購入予算を減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正をお願いさせていただきますので、内容についてご説明いたします。

議案書につきましては30ページを、補正予算説明書につきましては34ページをお願いい

たします。

8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費の幹線道路整備事業につきまして、工事請負費1,496万3,000円の繰越しをお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金537万3,000円、市債910万円、一般財源49万円であります。

内容といたしましては、新町本線道路改良工事におきまして、用地及び物件移転補償の交渉を行ってまいりましたが、支障となる電柱の移設先の調整が難航し不測の日数を要したことから、工程に5か月の遅れが生じました。その結果、工事着手も遅れが生じるため、年度内での工事完了が困難であることから、繰越しの手続きをお願いするものであります。

以上が都市計画課からの12月補正予算及び繰越明許の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この電柱の移設が遅れて工事が遅れたと今説明だけども、この電柱はたしか私見た限りだと、道路のまん真ん中にある電柱のことかなというふうに思うんだけど、そうですか。

○委員長（秋山照雄君） 八巻整備係長。

○整備係長（八巻哲也君） ローソン前にある電柱でございます。

真ん中の電柱につきましては、もう抜いております。今残っているのは、ローソン前の電柱でございます。

○議員（斉藤芳夫君） ローソン前。

○整備係長（八巻哲也君） ローソン前ですね。コンビニのローソンの前になります。

○委員長（秋山照雄君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 真ん中にあった電柱は抜いたというけれども、それも影響しているんじゃないの、この工期遅れには。

○委員長（秋山照雄君） 八巻係長。

○整備係長（八巻哲也君） そちらの電柱につきましては、影響のほうはございません。

○委員長（秋山照雄君） 傍聴議員の質疑を終了します。

これで都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、農林振興課より6款農林水産業費、1項農業費及び6款農林水産業費、2項林業費並びに11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費について一括で説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課の12月補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

議案につきましては26ページから29ページになります。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の地産地消事業について、22万6,000円を増額補正させていただくものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金のモモせん孔細菌病秋季防除対策支援補助金11万3,000円、残りは一般財源となります。

内容につきましては、先月の建設経済常任委員会にてご説明させていただきましたとおり、昨年度県内で発生したモモせん孔細菌病の防除に対する薬剤購入への補助金を交付するものであります。

山梨県や多くの関係自治体では、昨年度の防除作業に対して令和元年度に限っての補助金を交付し、せん孔細菌病の防除に努めてまいりました。その結果、一定の成果は見られたものの、昨年の台風19号や今年に入ってから長雨等の影響により完全終息には至っていない状況となっていることから、JA山梨中央会では昨年度に引き続き、県下一斉の防除を実施することとし、県並びに関係市町村への支援要請を行い、県においては既に9月議会において

関係予算を補正をしております。

本市及び関係市町村においても同様の補助を行うため、県及び市町村が負担することとなる補助対象経費の3分の2を昨年度実績に基づき、予算措置させていただくものでございます。

なお、増額補正させていただく予算のうち、2分の1の11万3,000円は県補助金として歳入予算にて増額補正をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の日本型直接支払事業について233万円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金の日本型直接支払事業交付金174万5,000円、残りは一般財源となります。

日本型直接支払事業につきましては、農業生産条件の悪い中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、水路の泥上げや除草作業などを行う場合に、その活動に対して補助金が交付されるもので、昨年度末までに敷島地区で15集落、双葉地区で4集落の計19集落が取り組んでおります。

この補助金の交付を受けるためには、特定農山村法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす1集落2ヘクタール以上の農用地で5年間農業生産活動を継続する必要があります。

今年度に入り、敷島地区の下福沢集落が新たに取組に加わったことや、従前、活動団体による機械農作業の共同化や協定参加者に助成、新規就農者による営農が生まれることなどにより交付単価に上乘せがあったものが、上乘せ条件の緩和により、交付単価の高い補助が受けられることとなったため、各集落が条件のよいほうへ変更をいたしております。これにより、当初予定しておりました当該事業費に不足が生じることとなったため、増額補正をさせていただくものでございます。

なお、増額させていただく予算のうち、4分の2が国、4分の1が県からの補助となるため、歳入予算にて増額補正をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農地集積・集約化対策事業について395万7,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て国県支出金で、農地集積・集約化対策事業費補助金となります。

内容につきましては、機構借受農地整備事業として、農地所有者が農地中間管理機構へ貸

し付ける農地について、農地として使用するための伐根や障害物除去、客土などの条件整備を市が行う場合に、県の単独補助事業で10アール当たり20万円を上限とした補助が受けられるものがあり、このたび甲斐市宇津谷地内において、約2万1,000平米の整備要望があったことから当該整備に要する経費について見積りを徴した結果、増額をお願いする予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

なお、増額させていただく予算につきましては、全額県からの補助金となるため、歳入予算にて増額補正をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の林業振興費について319万円を減額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全てその他で繰入金の森林管理基金繰入金となります。

内容につきましては、今年度国から交付される森林環境譲与税の一部を活用して、森林所有者への森林経営に関する意向調査の準備業務を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年度の事業に必要となる県が業務を行い、各市町村へ提供する予定であった航空レーザー計測データや、人工林GISデータなどが提供されず、次年度へずれ込むこととなったことから、今年度の事業内容を極端に縮小し、過去に手が加えられたことを確認するための使用履歴の調査業務を実施するのみとしたため、余剰となる予算を減額するものでございます。

なお、今年度の森林環境譲与税を使用せずに、全額を基金に積み立てることが可能かを確認したところ、何らかの取組をするよう県から指導されたため、必要最小限の事業内容に変更をさせていただくものでございます。

また、減額させていただく予算につきましては、歳入予算の森林管理基金繰入金において、同額を減額補正させていただきます。

次に、補正予算説明書の32、33ページをお願いします。

最後になりますが、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費の過年度農林水産施設災害復旧費について1,410万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金の農林水産施設災害復旧費国庫補助金1,169万円、その他として関係自治体負担金57万8,000円、市債の補助・直轄災害復旧事業債140万円、残りは一般財源となります。

内容につきましては、一昨年被災いたしました楯無堰頭首工の災害復旧工事において、本

年9月に工事の契約を締結し、現在、工事を進めておりますが、発注後に工事内容について受注業者と協議を行った結果、頭首工の堰体工において、水たたき部の阻壁工事でコンクリート壁に増工が必要となることや、川底へ敷き詰める護床ブロックを作業ヤードから設置場所へ移設するために必要な積込み回数などが増えること、また、護床ブロックの型枠作成時の足場工などを追加することにより、直接工事費として約800万円が増額となり、これに係る共通仮設費や現場管理費などを加えた額が不足することとなるため、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、増額をお願いする1,410万2,000円の財源のうち、82.9%に当たる1,169万円を農林水産業施設災害復旧事業国庫補助金として、また、57万8,000円を関係自治体負担金、140万円を補助・直轄災復旧事業債として、それぞれ歳入予算において増額補正をさせていただきます。

以上が農林振興課の12月補正予算の内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 桃のせん孔病の防除についてお願いしたいんですけども、聞きたいんですけども、先日、山日のほうで桃のその対策が結構効果があって、大分生産量も増えたという話を聞いているんですけども、この費用が秋季防除対策という格好になっているんですね。ということは、今からやる、議会が通らなきゃいけないんだろうけれども、それとももう既に始めているんですか。秋季というのがちょっと意味が、いつやるのか、ちょっと分からないんですけども。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 以前にも若干ご説明させていただいたかもしれませんが、秋季、もうブドウの収穫が終わったらすぐ取りかかるというふうなことが大原則でございますので、先般要綱が、令和元年度末までしか適用にならない要綱になっていたものを、令和2年度末までという形で、一部手直しをさせていただいて、適用については、遡及適用をさせていただくということで、9月1日以降に防除をしたものに対しては補助金、これは県も同じ扱いをしていますので、そこは県内統一して9月1日以降の防除に対しての補助という形になります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 秋季とは書いてあっても、一応それは名ばかりで、例えば今年度末までにやればよいという判断でいいんですか。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 実際に薬剤散布をするのはもう9月、10月がメインでありますので、この時期はもう薬剤散布はしない。逆に、年が明けて春先に自主的にもう一度自分でなさるといような方はいるようでございます。特に、東八のほうの桃の産地なんかはその辺は徹底してやっていると思えますけれども。そんな状況でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 別件ですけれども、農林水産の災害復旧のところなんですけれども、当初の予定よりも当然不具合なところが出てきたということで、追加の費用になってくると思うんですが、当初から見過ごしたということはないんですけれども、追加の瑕疵が出てきたというのはどういう理由なんですか。さっきちょっと河床がどうのこうのとかという話になったんですけども、これは当初から分かっていた話かどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 楯無樞の頭首工の災害復旧工事につきましては、ご承知のように本来であれば令和元年度中に終わるといような予定でございましたが、幾つか見直し等々がある中で、再度積算し直しをさせていただいて、現在に至っております。

工事を発注した中で、どうしても河川内の工作物でございますので、河川内の状況が比較的いい場所もあれば、悪い場所もあるといようなことで、頭首工という堤の堰堤みたいなものがあるんですが、それを支えるための下流側のコンクリート壁、これが今破損状況がちょっと著しいということで、その脇を掘るんですが、このコンクリートが今のものをそのままの形で現況復旧すると、ちょっとそれが長さがあってもたないんじゃないかといようなことがありまして、コンクリートの下部、下の部分、そこを若干広くして強度を高めるといようなことで、どうしてもコンクリートの量とか増えてしまうというのがまず1つ。

もう一つは、その堰堤の下流部に護床ブロックというコンクリートの大きなものを敷き並べるんですが、これが非常に大きなものでございまして、河川敷内で造ったものを大きなクレーンで何回か振ってつり上げて、そこに設置をする。どうしても作業ヤードが広い、かなり下流のほうまでいってしまうので、当初予定していたものよりは振り込みの回数が増えて

しまうというような、大きくはその2点が変わってくる。

それとあと、その護床ブロックを造るための型枠を現場で組むんですが、型枠もその護床ブロックが2メートル角ぐらいの大きなものになるので、どうしてもその上に、確認したりいろいろするための足場、それが若干足りない、追加になってしまうというようなことが大きな原因になって、結果として、昨年度当初予算の編成前に、議会のほうでもこの7,000万円、今年度の7,000万円の予算で足りるというふうに考えておりますというふうに私回答させていただいているんですけども、結果として800万円ほどちょっと足りなくなってしまうと、そこについては大変申し訳なく思っておりますけれども、そんな状況でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、その追加の費用というのは当然国とか、市もそうなんだけれども、一応認められているということでもいいんですか。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） これにつきましても、県・国のほうと変更の内容の協議をしながら進めさせていただいておりますので、先ほども説明させていただいたように、激甚災害というような形を認めていただいておりますので、国が82.9%ということで1,169万円を見ていただけるという、今のところそういうような形で進めさせていただいております。

○委員（五味武彦君） 了解です。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、商工観光課より2款総務費、1項総務管理費及び5款労働費、1項労働諸費並びに7款商工費、1項商工費について一括で説明をお願いします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 大変お疲れさまでございます。

商工観光課の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

14、15ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、16地方創生事業62万7,000円の減額補正でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都内で開催する移住イベント等の中止に伴う減額でございます。

内容につきましては、報償費1万円の減額は移住・定住相談会講師謝金、旅費3万5,000円の減額は講師及び職員の旅費、委託料26万4,000円の減額は移住イベント広告委託費、使用料及び賃借料11万円の減額は有料道路等使用料、負担金、補助及び交付金20万8,000円の減額は、移住イベントの参加負担金でございます。

24、25ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、12市民保養所委託事業235万円の減額補正でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、海の家、山の家の市民保養所事業を中止したことによる減額でございます。需用費5万円の減額は保養所利用券の印刷、委託料230万円の減額は海の家3か所、山の家4か所の保養所委託でございます。

次に、15労働施策推進事業60万円の増額補正でございます。

1枚めくっていただき、26、27ページをお願いいたします。

26ページ、財源内訳は県支出金の山梨県移住支援金交付事業費補助金45万円と、一般財源15万円でございます。

増額補正の内容につきましては、移住支援事業補助金の支給要件を満たす単身世帯1名の補助金の増額でございます。

次に、18勤労者青少年ホーム管理運営費40万円の減額、その下の20働く婦人の家管理運

営費91万円の減額補正につきましては、どちらも新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教養講座の中止による講師謝金の減額、施設の閉館に伴う施設管理委託料の減額でございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、02商工振興事業2,000万円の増額補正でございます。

新型コロナ対策安心甲斐・市民支援事業の一つであります市内中小企業等の事業継続を支援するため、県の特別融資に対する信用保証料の半額を市の負担とし、6月に1,500万円、8月に1,000万円をそれぞれ定例市議会において増額補正を行いました。融資利用者が増加し、補正額を超える見込みであることから、さらに2,000万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3目観光費、10観光推進事業170万8,000円の減額補正でございます。

3点ございまして、1つ目は新型コロナの影響によりマスコットキャラクター「やはたいぬ」の着ぐるみ派遣業務で4月から9月に中止となりました県内50日、県外3日分の派遣業務委託料を222万9,000円減額するものでございます。

2つ目は、昇仙峡地域活性化協議会負担金22万1,000円の増額でございます。

昇仙峡が日本遺産に認定され、本年8月に山梨県、甲府市、甲斐市、観光関係団体による協議会設立に伴う負担金でございます。本市の負担金の内容は、多言語パンフレットの作成費用でございます。

3つ目は、第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし負担金30万円の増額でございます。

一般社団法人全国旅行業協会の主催により、全国の旅行業者及び観光関係者を集め、来年2月9日、県民文化ホールにて開催するものでございます。

日本遺産に認定された昇仙峡や、信玄公生誕500年にゆかりのある信玄堤など本市の特徴や、観光PRのために参加し、観光PRブースの出展、大会記念紙広報の掲載により負担金をお願いするものでございます。

次に、11観光イベント事業172万8,000円の減額補正でございます。

新型コロナの影響により開催が中止または規模縮小としたイベントに対する3つの実行委員会への補助金を減額するものでございます。

1つ目は、おみゆきさん実行委員会補助金107万8,000円の減額、2つ目は大弐学問祭実行委員会補助金145万円の減額は、いずれも規模を縮小し、神事のみで開催としたことによ

るものでございます。

3つ目は、甲斐市サクラまつり実行委員会補助金70万円の減額は、今年3月28日から4月5日開催期間を中止したため、減額するものでございます。

最後に、復活の狼煙花火実行委員会負担金150万円の増額でございます。2021年に信玄公生誕500年を迎えるに当たり、記念花火リレーを来年1月に行い、県内8つの市町でのろし伝達をイメージし、リレー形式で花火を打ち上げ、甲府盆地をつなぐことで郷土の英雄、武田信玄公の遺徳を改めて評価するとともに、県民の心に希望の灯をともし、新型コロナの終息後に向け、新たな第一歩を踏み出す契機とすることを目的として実施するものでございます。

この花火リレーは、YBS山梨放送で花火実施1か月後の2月に放映する予定であります。

本市も信玄公にゆかりのある信玄堤があり、花火の打ち上げも釜無川信玄堤付近から打ち上げることから、この企画に参画するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 旅行者を招いての観光イベントというのが2月、一応予定になっているんだけど、第3波が来ているコロナのことで順延とか中止とかという話は出てきていませんか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えいたします。

全国旅行業協会の主催によります国内観光活性化フォーラム in やまなしなんですけれども、規模が大きいものですから、今後、コロナによって中止するという場合もございましてというご案内が来ております。

その場合、負担金につきましては、来年度そのまま使うような形なんですけれども、今のところ中止の連絡は来ておりません。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もし、これ、仮に変更ということになれば、2月の何日に開催するか分からないけれども、その例えば2週間前、3週間前に急遽そういうこともあり得るという

ことでいいですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） そのとおりでございます。

来年2月9日に開催する予定で進んでおりますので、もし変更にどうか、コロナの関係で今増えておりますので、延期等になった場合についてはまたご報告させていただきたいと思っております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで商工観光課関係の質疑を終了します。

以上で議案第90号の質疑を終了します。

これより議案第90号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第90号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

じゃ、ここで休憩をしたいと思います。10分ぐらいでよろしいですか。

はい、じゃ、20分から。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時22分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、議案第94号 令和2年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

収入、支出一括で当局より説明をお願いいたします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） よろしく申し上げます。

令和2年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

今回の増額補正は、機構改革に伴い下水道課を水道事務所に移し、新たに公営企業部上下水道業務課及び工務課にするため、水道事務所の一部改修と職員の机など備品の購入のための増額をお願いするものです。

議案集は51ページ、議案第94号になります。

説明につきましては、別冊の令和2年度12月公営企業会計補正予算説明書にて説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和2年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出でございます。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、4目業務及び総係費、既決予定額1億4,585万2,000円に補正予定額101万2,000円を増額し、1款水道事業費用計を7億5,616万2,000円とさせていただきます。

内容につきましては、まず減額内容として、平成27年度に策定いたしました甲斐市第2次水道ビジョンが、10年計画になりますけれども、今年度中間年となり、水道審議会を立ち上げ検証と見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、水道審議会を開催することが難しく、来年度に先送りしたことにより、水道審議会委員の報酬や計画策定に係る委託料725万9,000円の減額をお願いするものです。

また、増額の内容としまして、下水道課を水道事務所に移すための改修内容として、1階

の会議室を上下水道業務課の事務室として一時的に使用するため、室内灯をLEDに取り替え、女性職員が増えますので、1階の現男子トイレに洋式トイレを1基増設して女子トイレとし、現女子トイレを男子トイレとする改修費用が281万9,000円、現在の下水道課職員11名分の机や書類などの書架を購入する費用が455万円、OA機器のLAN配線やネットワークの改修等の委託費用として90万2,000円、合計827万1,000円を増額し、相殺して101万2,000円の増額補正をお願いするものです。

最終的には水道事務所2階に2つの課が配置できるように、水道事務所の改修を考えております。

4ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、詳細な説明は省略させていただきます。

以上、12月補正の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今、減額のほうでなくて、プラスのほうなんですけれども、1階フロア改修工事ということで、いろいろあれするんだろうと思うんですけれども、と思うんじゃなくてするんですけれども、トイレなんかは今言うように、男子トイレと女子トイレには、今、和式を洋式にするということですか、その点、ちょっと。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 現在、洋式のトイレが1基、それから男子用の便器が2基ある状況であります。その男子用トイレのところに洋式トイレを1基増やしまして、洋式トイレを2基という形で改修を考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そういうことになりましたら、かなり女性の方が増えるということになってきた。大体、公、来年度からは大体何人ぐらいのフロアになるということですか。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 現在の職員になりますけれども、現在、水道事務所に今7名の女性職員がおります、委託の業者も含めましてですけれども。それに現在の下水道課職員、女性職員が加わりまして、3名増えまして10人という形になります。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そうですね。そうなるのかなり10人ということは、あのフロアには今の現在よりはかなり密になるということか、かなりあれだ思うんですけども、それはそれとして、2階のほうについては、現状、そのままということなんでしょうかね。この間は、ちょっと2階のことは触れていなかったんですけども、その点をお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 第1段階の改修としましては、2階のスペースをそのまま利用して、下水道課の施設係も含めて12名が入る形になります。

ただ、書類等が多く、今のところから持って行く関係上、部長の部屋をちょっと開放させていただきまして、部長がまたそちらの事務室のほうに移動していただくという形を考えております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これは前のときに聞いたので、ただ、ここで聞こうと思った。今は局長室ということで、一応個室にあるんですけども、そこを、じゃ、開放してもらおうとか、壁を取り払っちゃおうとか、全然そういうことじゃなくて。

○委員長（秋山照雄君） 小林上下水道部長。

○上下水道部長（小林信生君） 機構改革が出たのが夏頃の話で、いろいろうちのほうも検討しました。当初は下水道関係を南別館へ入れたらどうだなんていう話もあったんですが、それだと、今現状と変わらないと連絡が密に取りづらくなるのでという形の中で、何とか水道事務所に入れようということで、いろいろ検討しました。

それと併せて、水道事務所の2階の約3分の1が今機械室というんですか、ポンプ等の制御とか、テレメーターとか、遠隔の部分の機械がたくさん入っているところがございます。それを来年度ちょっと整備しようということで、計画をしまして、業者とちょっと下打合せをいたしましたら、今、3分の1を占めているスペースがその3分の1の3分の1ぐらいで新しく今度できるんじゃないかということになりました。そうすると、2階のスペースが約20平米ぐらい、今、入ってカウンターのその奥の壁が抜けるような形が取れるということで、そうすれば、今度は、一旦は業務課の方が1階の会議室に入るんですけど、そこが広がれば、今度はそれはまた2階に上がれるというような形を取ります。

私が今一人、部長で唯一部屋をもらっている人間なんですが、ちょっとそれもどんなものかと思ひまして、できれば、ほかの方と一緒に仕事を、顔を見合わせながらやったほうがいいんじゃないかなという形の中で、当初から、私、外に出て、みんなと肩を並べてこの際やって、あの部長室は資料を置いたり、打合せができるスペース、会議室は下がなくなってしまいますんで、それに代わるスペースとして、狭いですがけれども使いたいということで考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） はい、分かりました。

できたところで、またそのほうが私たちも理解すると思うんですけども、そうはいつでも、できてからああしろこうしろというより、本来は、当初は何年か前には別館を使ってどうのという話もあったみたいですけども、やっぱり上と下は一体になったほうが業務はしやすいということですので、一番いいあれではなかろうかと思ひます。どうもありがとうございました。

○委員長（秋山照雄君） 松井副委員長。

○委員（松井 豊君） あまり縁がないんで、現場をあまり見ていないんで、かなり大きい改造だから、一度ちょっと見せてもらいたいなと思ひます。

○委員長（秋山照雄君） 小林部長。

○上下水道部長（小林信生君） いつでも開いていますので、8時半から5時15分、6時頃までいますので、いつでもおいでいただければ、一応見学のほうご説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○委員長（秋山照雄君） お願ひします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） さっき課長にるる増減の内容を説明していただきました。それは3ページを見ながらの説明だったですよ。ということは、個別に前も言ったと思うんですが、備考欄にいろいろ書いてくださいよと、内容を。何が増になったのか、何が減になったのか、そうしないと一々我々がメモを取ってやらざるを得ないわけですよ。この辺はちょっと丁寧さに欠けているんじゃないかと。もうちょっと細かい、今までの他の補正予算を見れば細かく書いてあるわけですよ。それと同じように、我々にも分かりやすいようなものをやっぱり作っていただかないと、ただ口で説明しただけじゃ、ちょっと分からない部分があるんですけども。この辺どうなんですか。前も備考欄に書いたらどうですかという話をしたはずなん

ですよ。直っていない。ここの辺はどういうお考え持っているんでしょうかね。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 五味委員から前回もそういう指摘をいただいております。

今回も説明の中では詳しく説明させていただきましたけれども、今後、備考欄に書くようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 何しろ、これじゃ、いわゆる言い方悪いけれども井勘定ですよ、数字だけ見れば。この中に何もかもが入っちゃっているということなんですよ。これじゃ、ちょっとおかしいと私は思うんですよ。皆さん方も思うとは思いますが。この辺ぜひ次からちょっと表現変えてくださいよ。

○委員長（秋山照雄君） 小林部長。

○上下水道部長（小林信生君） 確かに前回も言われたのを今思い出して、申し訳ございません。様式とかいろいろ決まっていますので、それで検討しまして、もし駄目であればちょっと別冊じゃないですけども、ぺらでという形の中でも、節とかその辺が出てきませんので、公営企業会計は、それだと分かりづらいということありますので、その辺分かるものをちょっと工夫したいと思いますので、3月にはちゃんとやりますので、申し訳ございません。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（秋山照雄君） じゃ、ぜひそのようにお願いいたします。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） このキャッシュフローの計算書ですが、いつも見てもよく分からないというのが率直なところで……

〔「水道会計」と呼ぶ者あり〕

○委員（松井 豊君） 水道会計だからしょうがないと言えましょうがないんだけど、やっぱりちょっともう少しレクチャーしてもらいたいというのが率直なところなんです。知らないで、とにかく分からんから通すというのもあまり気持ちのいいものじゃないんで、やっぱりどういう仕組みなのかということは何か分かりやすく、今日ここでなくて結構ですけども、機会を持ってもらいたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 要望でよろしいですか。

じゃ、そういう要望がありましたから、またよろしくお願いいたします。

ほかに何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今、上下水道が古い建物の中にある、私ちょっと遺憾だなとは思ってはいる、基本的には。年数がたち過ぎている、老朽化している、とんでもない建物をいつまでも使う気なのか。あるいは、これは暫定的で、どのぐらいの年度まで今のような予定をされているのか、その辺は行き当たりばったり取りあえず上下水道向こうにもっていくというよりは、暫定期間をどの辺までとかというふうには今のところ考えていないですか。

○委員長（秋山照雄君） 小林部長。

○上下水道部長（小林信生君） 今回の機構改革も私どもも夏頃いきなり総務のほうから言われて、「えー」というような感じできました。

ご指摘のとおり、水道事務所も昭和50年代前半に建てて、平成20年代にちょっと一部耐震をやったなんていうことですが、もう既に30年以上、40年近くたつ建物でございます。使えば使えるんじゃないかというご意見もあると思いますが、さすがに古くなってきまして、人数も今度増えるということで、手狭になってくるという形です。

実際の話しますと、経営戦略とかそういうのも去年、おととしまでやらせていただいて、庁舎のことはあまり、申し訳ございません、考えていなかったです。ただ、今回こういうことが出てきたという形の中で応じれば、水道事務所、下水とか、そういう公営企業がまた増えてきて、狭くなることは見えているという形の中でございます。

来年の話になりますが、下水の経営戦略をやらなければならない、また、先ほど言いました水道ビジョンの中間見直しを来年やるという形の中で、管渠とかそっちは重点的に更新はするんですが、建物、事務所のことも考えつつ、来年ちょっとやっていきたいなど。

これ、私の考えですが、あともっとも10年ぐらいしかいかないんじゃないかなと思っています。だから、そういうことの中で、今回いい契機でございますので、庁舎のこと等も考え、また、敷地とかその辺もこっちの市役所の関係とも協議しながら、今のところに建て替えるのか、それとも、違うところに行くのか、それとも市役所の中に一体として入るのがいいのかとか、その辺も含めて来年度ちょっと考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○委員長（秋山照雄君） 斉藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 公営企業ということである以上、自分たちもいわゆる事業の環境の整備、これは極端なこと言うと、今の庁舎内の職員よりもより注意してもらわないとまらない環境にある中で、今の計画だとあまりにも、例えば感染対策にしても無策というふうに私は感じるんだけど、今回、代表質問の中で、私取り上げてあるけれども、質問にしていなくて、やはりちょっとなと首かしげるところがあるから、やはりこの機構改革の中の一つとして、上下水道は上下水道でしっかりしたことをこっちの執行側にも意見を言って、対策をちゃんと取るように頑張ってもらいたいよね。

あと10年使うとなると、どんなウイルスがどんなふうに出てくるか全く予測できないんで、今の状態では恐らく感染対策何もできないと思うんだけど、どうだろう。

○委員長（秋山照雄君） 小林部長。

○上下水道部長（小林信生君） 感染対策、一応はシートを貼ったりとかしています。一応、9月補正でしたか、こっちのほうでアクリル板を買ったり、何とかカメラというのを買って使うということで、という話でしたが、実際私どもには一切話がなかったです。こういうものをこっちで買うけれども、そっちはどうするだいという話がいただければ、それに乗ってやったと思うんですが、議会が始まって内容を聞いたというような形の中で、おまえたちはおまえたちでやれなんてこと言われちゃ困るんですけども、一応今回の改修の中で、アクリル板の購入とか、何とかカメラまではちょっと買えませんが、そういう形のほうも一応そろえるつもりでいるということでやりたいと思っていますので、こういうご時世ですから、なるだけできることはやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

これより議案第94号 令和2年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第94号を終わります。

続いて、議案第95号 令和2年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

収入、支出一括で当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

それでは、下水道事業会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案の53ページ、54ページをお願いいたします。

議案第95号 令和2年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

説明につきましては、別冊の公営企業会計補正予算説明書の9ページからの令和2年度下水道事業会計補正予算説明書（第3号）にて説明をさせていただきます。

それでは、公営企業会計補正予算説明書の11ページをお願いいたします。

令和2年度甲斐市下水事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出、いわゆる3条予算の支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、4目流域下水道維持管理費の既決予定額3億7,854万2,000円に対しまして、補正予算額2,791万8,000円の増額でございまして、計4億646万円となっております。

補正の理由といたしましては、流域下水道維持管理費の中の釜無川流域下水道へ支払う維持管理負担金の増額に伴いまして、補正予算をお願いするものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、いわゆる4条予算の収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、既決予定額4億3,750万円に対しまして、補正予定額570万円の増額で、計4億4,320万円となっております。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費の既決予定額4億9,497万4,000円に

対しまして、補正予定額600万円の増額で、計5億97万4,000円となっております。

補正理由といたしましては、申請による公共汚水ますの設置件数の増加とともに、一部本管を延長して公共汚水ますを設置する工事費の増工分でございます。

ここで、議案の53ページに戻っていただきまして、第4条の企業債についてでございます。

この4条におきましては、公営企業法の規定にのっとり、起債の内容が変更となった場合については、議会の承認が必要となっております。つきましては、次のページ、54ページの表のとおり、変更をお願いするものでございます。

起債の目的、起債の方法、利率及び償還方法につきましては現行どおりとし、限度額につきまして570万円の増額補正により、限度額を3億9,880万円に改めるものでございます。

以上で下水道課が所管いたします令和2年度甲斐市下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

これより議案第95号 令和2年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第95号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員よりその他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時49分